

蒲郡市医療救護活動対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療救護活動を円滑に実施するための体制を確保するため、蒲郡市医療救護活動対策本部（以下「医療救護対策本部」という）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 医療救護対策本部は、次の各号のいずれかに該当する場合に、蒲郡市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の指示に基づき設置する。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される程度の大規模災害が発生した場合
 - (2) 蒲郡市に震度6弱以上の地震が発生した場合
 - (3) その他災害対策本部が必要と判断した場合
- 2 医療救護対策本部は、蒲郡市役所内に設置する。
- 3 医療救護対策本部は、災害対策本部が必要と認める期間設置するものとする。

(組織)

第3条 医療救護対策本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、健康推進課長をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部員のうちから本部長が指名する。
- 4 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 一般社団法人蒲郡市医師会の会長及び防災担当理事
 - (2) 蒲郡市歯科医師会の会長及び防災担当理事
 - (3) 蒲郡市薬剤師会の会長及び防災担当理事
 - (4) その他本部長が必要と認める者

(所管事務)

第4条 医療救護活動対策本部は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 市内の医療機関等の被災状況及び医療機関における診療の可否についての情報収集並びに管理及び災害対策本部への報告
- (2) 市内の医療救護所開設場所、救護班の編成等の協議及び決定
- (3) 医療救護所への救護班の派遣指示並びに救護活動の指示及び進捗管理
- (4) 愛知県及び豊川保健所との情報交換並びに人的及び物的要請の連絡調整

(5) 資器材、医薬品等の過不足の把握及び必要物品等の調達調整
(事務局)

第5条 事務局は、健康福祉部健康推進課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、医療救護対策本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月20日から施行する。